

規則・規程・要綱

名簿

いわき市農業委員会総会会議規則

昭和47年7月29日いわき市農業委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 いわき市農業委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「総会」という。）は、この規則の定めるところによる。

(総会の通知及び公示)

第2条 会長は、総会を招集するときは、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、公告しなければならない。

2 前項の通知及び公告は、緊急やむを得ない場合を除き、総会の3日前までにしなければならない。

(参集)

第3条 委員は、招集の当日定刻までに参集しなければならない。

(欠席の届出)

第4条 委員は、やむを得ない理由により出席できないときは、当日の会議を開始する時刻までに、会長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 委員の議席は、委員の任期満了による任命の後、最初に行なわれる総会においてくじで定める。

2 補欠の委員の議席は、前任者の議席とする。ただし、補欠の委員が複数いる場合、番号の小さい議席を年長者の議席とする。

3 議席には、番号及び氏名標をつけるものとする。

(議長)

第6条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

2 会長及びその職務を代理する者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会においては、委員の最年長者が議長となる。

(総会の開閉)

第7条 開会、休憩、延会又は閉会は、議長が宣告する。

2 議長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

3 会議開始の時刻後、相当の時間を経ても、なお出席委員が定数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

(議題の宣告)

第8条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いずに総会にはかつて決定する。

(議案の説明)

第10条 総会において事件が議題となつたときは、提案者は、その趣旨を説明しなければならない。ただし、必要があるときは、議長は、職員又はその他の者に議案の説明をさせることができる。

(議案の審議)

第11条 議案の審議は、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(関係者の意見聴取)

第12条 総会は、議案の審議に当たり、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議事項の制限)

第13条 総会は、第2条第1項の規定により、通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。ただし、第15条の場合は、この限りでない。

(発言)

第14条 委員は、議案について自由に質疑又は意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 発言は、すべて簡明にし、議題の範囲をこえてはならない。

(動議の提出)

第15条 委員は、総会において、あらかじめ予定された議案のほか、動議を提出することができる。

(動議の制限)

第16条 議長は、動議の提出のあつたときは、その動議を採択するか否かをはからなければならない。

2 動議は、出席委員の5分の1以上の賛成者がなければ、これを議案とし、審議することができない。

(修正の動議)

第17条 委員は、議案に対して、修正の動議を提出することができる。

2 修正の動議は、その案を備え、出席委員の4分の1以上の賛成者とともに、連署して議長に提出しなければならない。

3 修正の動議の採決の順序は、修正案を先にし、原案を後にする。

4 修正案が2以上あるときは、その趣旨が、原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(先議、動議の採決順序)

第18条 他の事件に先だつて採決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が採決の順序を決定する。ただし、異議があるときは、討論を用いないで総会にはかつて決定する。

(議案の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 総会の議題となつた議案を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び総会の議題となつた動議を撤回しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。

2 委員が提出した議案及び動議で、前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(採決の方法)

第20条 採決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、又は出席委員の5分の1以上の要求があるときは、投票の方法による。

2 投票用紙の様式は、議長が定める。

3 採決のとき現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。

4 議長は、採決の結果を宣告しなければならない。

(簡易採決)

第21条 議長は、総会の議題となつた事件について、前条の規定によるほか、異議の有無を総会にはかることができる。

2 議長は、異議がないと認めるときは、可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席委員の5分の1以上の者から異議があるときは、議長は、起立、挙手又は投票のいずれかの方法で採決しなければならない。

(委員の退席)

第22条 委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。

(委員の取締り)

第23条 総会中、委員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させることができる。命令に従わないときは、当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外へ退去させることができる。

(議事録)

第24条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の番号、氏名及び数
- (3) 議事要録
- (4) 議決事項
- (5) 賛否の数
- (6) その他会長が必要と認める事項

2 議事録には、議長が総会において、指名した2人の出席委員が署名しなければならない。

(傍聴人)

第25条 傍聴人は、定められた場所以外の場所にはいつてはならない。

2 凶器その他危険なものを持つている者、酒気を帯びている者その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めるものは、入場することができない。

3 傍聴人は、議場において発言し、その他けん騒にわたる行為をしてはならない。

4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第26条 この規則の疑義は、すべて議長が定める。ただし、異議があるときは、総会にはかつて決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(感染症対策の特例)

第2条 会長は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）の防止に必要と認める場合に限り、第3条の規定にかかわらず、総会及び委員の範囲を指定して、委員に出席の自粛を要請することができる。

2 前項の要請に応じた委員は、総会に出席しなかったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月4日いわき市農委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月1日いわき市農委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日いわき市農委規則第1号）

この規則は、平成30年7月8日から施行する。

附 則（令和2年5月27日いわき市農委規則第2号）

この規則は、令和2年5月27日から施行する。

いわき市農業委員会規程

昭和47年7月29日いわき市農業委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に定めるもののほか、いわき市農業委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び職務を代理する者の互選)

第2条 会長が欠けたときは、その欠けた日から10日以内に互選しなければならない。

2 会長の職務を代理する者が欠けたときは、その欠けた日から30日以内に互選しなければならない。

(総会の所掌事務)

第3条 総会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員、農地利用最適化推進委員及び職員に関する事項
- (2) 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 業務計画の策定及び業務報告の承認に関する事項
- (4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項から第3項に関する事項
- (5) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に関する事項
- (6) 農地等の利用の最適化の推進に関する施策の企画立案又は実施する関係行政機関等への意見の提出に関する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

(会長の専決事項)

第7条 会長は、委員会の権限に属する事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第1項以外の事項で、軽易なもの
- (2) 事務局長の旅行命令に関すること。

2 会長は、前項第1号に規定する事項を専決したときは、次の総会に報告しなければならない。

(事務局の設置)

第8条 委員会に関する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び処務については、別に定める。

(公示)

第9条 委員会及び会長の行う公示は、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）の例による。

(公印)

第10条 公印の名称、規格及び書体は、別表第1のとおりとする。

2 前項の公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の取扱いについては、いわき市公印規程（昭和41年いわき市訓令第5号）の例による。

(身分を示す証票)

第11条 法第35条第2項の規定により、その所掌事務を行うため、農地等に立入調査をする委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び職員の身分を示す証票は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和53年7月1日いわき市農委告示第7号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和55年1月19日いわき市農委告示第25号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和55年6月30日いわき市農委公告第8号）

この規程は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月31日いわき市農委公告第26号）

この規程は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（平成9年7月23日いわき市農委公告第11号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日いわき市農委告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年8月1日いわき市農委告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日いわき市農委告示第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日いわき市農委告示第2号）

この規程は、平成20年7月20日から施行する。

附 則（平成21年12月15日いわき市農委告示第2号）

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則（平成27年4月20日いわき市農委告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年2月1日いわき市農委告示第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日いわき市農委告示第2号）

この規程は、平成30年7月8日から施行する。ただし、第11条の改正規定及び別記様式の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月27日から施行する。

附 則（令和7年6月27日いわき市農委告示第1号）

別表第 1（第10条関係）

名称	規格 (ミリメートル)	書体
福島県いわき市農業委員会之印	方25	古印体
福島県いわき市農業委員会長之印	方21	古印体
福島県いわき市農業委員会長職務代理者之印	方25	古印体

別表第 2（第10条関係）

福島県いわき市農業委員会之印	福島県いわき市農業委員会長之印	福島県いわき市農業委員会長職務代理者之印
----------------	-----------------	----------------------

別記様式（第11条関係）（表）

↑
おおむね
6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

←
おおむね9センチメートル
→

第 号

証

氏 名
生年月日

上記の者は、いわき市農業委員会の
であることを証する。

年 月 日

いわき市農業委員会 印

（裏）

農業委員会等に関する法律（抜すい）
（報告、調査等）
第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

◎立入調査は、上記のほか農地法第14条の規定により行う。

いわき市農業委員会事務局規程

昭和51年6月2日いわき市農業委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び処務について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の係を置く。

農政振興係、農地調査係、農地審査係

(事務分掌)

第3条 各係の事務分掌は、次のとおりとする。

農政振興係

- (1) 委員、農地利用最適化推進委員及び職員の身分に関すること。
- (2) 職員の服務及び人事に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (5) 委員会の予算及び経理に関すること。
- (6) 総会及び役員会に関すること。
- (7) 農業委員会全員協議会及び農業委員全体会議に関すること。
- (8) 規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- (9) 業務計画の策定及び業務報告の承認に関すること。
- (10) 農業委員会の広報に関すること。
- (11) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地台帳及び農地に関する地図の整備及び保管並びに公表及び閲覧に関すること。
- (12) 農地の利用等に係る諸証明書（農地調査係及び農地審査係が所掌する事務に関する諸証明書を除く。）の交付に関すること。
- (13) 国有農地に関すること。
- (14) 法人化その他農業経営の合理化に関すること。
- (15) 農業一般に関する調査及び情報の提供に関すること。
- (16) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金より委託された事務に関すること。
- (17) その他他の係に属さないこと。

農地調査係

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に関すること（指針及び意見の作成を含む。）。
- (2) いわき市農業委員会地区審議会、いわき市農業委員会地区審議会幹事会及びいわき市農地利用最適化推進委員全体会議に関すること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。次号において「法」という。）附則第5条に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に係る事務に関すること。
- (4) 法附則第10条に規定する農用地利用集積等促進計画によらない賃借権の設定等に関する経過措置に係る事務に関すること。
- (5) いわき市耕作放棄地対策協議会に関すること。

(6) 農地法その他の法令により、その権限に属する利用関係の調整に関する事（農地審査係が所掌する事務を除く。）。

(7) その他農地の調査等に関する事。

農地審査係

(1) 農地法その他の法令により、その権限に属する利用関係の調整に関する事（農地調査係が所掌する事務を除く。）。

(2) 農地法その他の法令に基づく農地等の権利の移動、設定、転用及び統制に関する事（農地調査係が所掌する事務を除く。）。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令に基づく農地等の交換分合及びこれに附随する事。

(4) 農地所有適格法人に関する事。

(5) 農地審査係が所掌する事務に関する諸証明書の交付に関する事。

(6) その他農地の審査等に関する事。

（事務局長等）

第4条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び次長を置き、必要に応じ参事を置く。

2 局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、及び事務局職員を指揮監督する。

3 次長は、局長を補佐し、事務局の事務を処理する。

4 参事は、会長の定める特定の事務を処理する。

（主任事業推進員等）

第5条 事務局に必要に応じ、主任事業推進員、主任主査及び主任技査を置く。

2 主任事業推進員は、上司の命を受け、担当の特定業務を処理する。

3 主任主査及び主任技査は、上司の命を受け、局長が定める特定の事務を処理する。

（係長等）

第6条 事務局に係長を置き、必要に応じ、主査及び技査を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

3 主査及び技査は、事務局の所掌事務の一部を分担処理する。

（事務主任等）

第7条 事務局に必要に応じ、事務主任及び技術主任を置く。

2 事務主任及び技術主任は、上司の命を受け、係の所掌事務の一部を分担処理する。

（その他の職員）

第8条 事務局に必要に応じ、主事及び技師を置く。

2 主事及び技師は、上司の命を受け、事務及び技術に従事する。

第9条 事務局に必要に応じ、主任技能員又は技能員を置く。

2 主任技能員又は技能員は、上司の命を受け、自動車運転の業務に従事する。

（専決事項）

第10条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 次長の内国旅行命令

(2) 次長の時間外及び休日勤務命令

(3) 次長の年次休暇届の確認及びその他の休暇の承認並びに欠勤届の受理

(4) 次長の私事旅行の承認

(5) 次長の着任延期の承認及び着任届の受理並びに事務引継報告書の受理

- (6) 刊行物の編集及び発行
- (7) 農地法第3条の3第1項及び第4条第1項第7号並びに第5条第1項第6号の届出に係る事務
- (8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく農地等の納税猶予等に係る証明書の交付
- (9) 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る用途として恒久転用する土地に関する非農地証明書の交付
- (10) 土地改良法第3条の規定に基づく参加資格証明書（換地を伴う場合を除く。）の交付

2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員の内国旅行（係員の市内旅行を除く。）命令
- (2) 職員の時間外及び休日勤務命令
- (3) 職員の年次有給休暇の確認及びその他の休暇の承認並びに欠勤届の受理
- (4) 職員の私事旅行の承認
- (5) 職員の着任延期の承認及び着任届の受理並びに事務引継報告書の受理
- (6) 公簿類の整備及び保管
- (7) 証明書（局長が専決するものを除く。）、謄本、抄本及び写しの交付
- (8) 会計年度任用職員の任免

3 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 係員の市内旅行命令
 - (2) 資料の収集及び配布
 - (3) 公簿等の閲覧及び縦覧
- （専決の制限）

第11条 前条の規定により専決できる事項であっても、次の各号の一に該当する場合は、上司の指示を受けなければならない。

- (1) 特に重要又は異例であると認められる事項
 - (2) 紛議、論争若しくは疑義のある事項又は将来その原因となるおそれのある事項
 - (3) その他特に上司の指示を受ける必要があると認められる事項
- （代決）

第12条 局長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。

- 2 局長及び次長が不在のときは、局長または次長があらかじめ指定する係長が代決することができる。
- （後関）

第13条 前条の規定により代決した事項は、決裁権者の登庁後速やかに後関に供さなければならない。ただし軽易なものについては、この限りでない。

（代決の制限）

第14条 第12条の規定にかかわらず第11条に定められた事項については、代決することはできない。

（文書の分類）

第15条 文書の分類は、別表に定める文書分類基本表に基づき、会長が別に定めるところにより、内容別に最も適切な分類項目別に行うものとする。

（文書に関する事務の委任）

第16条 次の表の左欄に掲げる事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく市長との協議の結果により、同表の右欄に掲げる者に委任して行うものとする。

マイクロフィルム文書に関する事務のうち、マイクロフィルム文書証明者の事務	いわき市総務部長
保存文書（1年保存のものを除く。）の保存及びその管理に関する事務並びにマイクロフィルム文書に関する事務（マイクロフィルム文書証明者の事務を除く。）	いわき市総務部 総務課長

（文書の取扱い等）

第17条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱い、職員の服務その他事務処理については、市長事務部局の例による。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 いわき市農業委員会事務局規程（昭和47年いわき市農業委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則（昭和52年7月25日いわき市農委告示第7号）

この規程は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月1日いわき市農委告示第8号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和55年6月30日いわき市農委公告第9号）

この規程は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月31日いわき市農委公告第27号）

この規程は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月22日いわき市農委公告第2号）

この規程は、昭和57年4月22日から施行する。

附 則（昭和57年9月22日いわき市農委公告第17号）

この規程は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月28日いわき市農委告示第9号）

この規程は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月30日いわき市農委公告第8号）

この規程は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月25日いわき市農委公告第31号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月23日いわき市農委公告第11号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成10年2月10日いわき市農委公告第29号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年5月2日いわき市農委公告第4号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日いわき市農委告示第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年 8 月 1 日いわき市農委告示第 2 号）
この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日いわき市農委告示第 2 号）
この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月18日いわき市農委告示第 3 号）
この規程は、平成20年 7 月20日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日いわき市農委告示第 1 号）
この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年12月15日いわき市農委告示第 3 号）
この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則（平成27年 3 月27日いわき市農委告示第 1 号）
この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月20日いわき市農委告示第 2 号）
この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年 2 月 1 日いわき市農委告示第 3 号）
この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日いわき市農委告示第 3 号）
この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 8 月22日いわき市農委告示第 1 号）
この規程は、平成30年 7 月 8 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月15日いわき市農委告示第 2 号）
この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月21日いわき市農委告示第 2 号）
1 この規程は、令和 2 年11月14日から施行する。

2 この規程の施行前にこの規程による改正前のいわき市農業委員会事務局規程の規定によりなされた手続は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 2 年 5 月 1 日いわき市農委告示第 1 号）
この規程は、令和 2 年 4 月20日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日いわき市農委告示第 2 号）
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月28日いわき市農委告示第 1 号）
この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 月 日いわき市農委告示第 号）
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第15条関係）

文書分類基本表

中分類 大分類		0	1	2	3	4	5	6	7	8
Q	農業委員会	庶務	振興	調整	会議	特別事業			農地中間 管理事業	

Q農業委員会

小分類 中分類		0	1	2	3	4	5	6	7	8
0	庶務	諸務	公印	人事	財務	国有農地	登記	対価徴収	買収売渡	
1	振興	諸務	建議諮 問要望	制度資金	後継者					
2	調整	諸務	申請書	許可指令	小作料	交換分合	農地保有 合理化	信託事業		
3	会議	会議録	通知	議案						
4	特別事業	年金	総合農 家対策	農業就業	農地紛争	農地あつ せん	自作農 創設	農地移動 実態調査	農用地 利用集 積計画	農用地 管理セ ンター

いわき市農業委員会農地台帳管理規程

(目的)

第1条 この規程は、いわき市農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地台帳の適時・適切な情報の管理・更新を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）及び農地法の運用について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に定めるもののほか、全国農業会議所の通知を踏まえ、その記録事項の整備、点検、更新及び補正（以下「整備等」という。）並びに公表及び閲覧（以下「公表等」という。）に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地台帳 農地法第52条の2第1項に規定する台帳
 - (2) 農地に関する地図 農地法第52条の3第2項に規定する地図
 - (3) 記録事項 「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について（平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知）」1の（1）及び（2）に示された記録事項
 - (4) 農業経営体 次の各号のいずれかに該当する集合体等
 - ア 農地台帳に記録される農地の所有権または使用収益権（以下「権利等」という。）を有する者が属する住民基本台帳の世帯（以下「農業経営世帯」という。）
 - イ 農業経営世帯に次の各号の全てを満たす住民基本台帳の世帯（以下「農業従事世帯」という。）を加えた集合体
 - (ア) 農業経営世帯と同一または近接する住所を有する世帯
 - (イ) 農業経営世帯の農業経営に従事する者が属する世帯
 - (ウ) 農業経営世帯の農業経営と独立した農業経営を営む者が属さない世帯
 - エ 農業経営世帯または農業従事世帯いずれかに属する者から、同一の農業経営体である旨の申し出があった世帯
 - ウ 市外に住所を有し、農地台帳に記録される農地の権利等を有する者（以下「住登外該当者」という。）
 - エ 住登外該当者が既往において農業経営世帯、農業経営世帯であった世帯または農業従事世帯に属していた場合、農業経営世帯または農業経営世帯であった世帯に住登外該当者を加えた集合体
 - オ 農地台帳に記録される農地の権利等を有する農地所有適格法人
 - カ その他会長が認める農地台帳に記録される農地の権利等を有する者が構成する集合体等
- (5) 経営主 農業経営体において、耕作または養畜の事業の損益等が直接帰属する立場にある者
 - (6) 農地台帳（農業経営体） 農地台帳から農業経営体を単位として抽出した台帳で、農業経営体及び農業経営体に属する者の記録事項を記載した表題部と、農業経営体に属する者が権利等を有する農地の記録事項を記載した経営農地筆別表により構成され

る台帳。

(整備等の対象となる農地)

第3条 農地台帳の整備等は、本委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(整備等の実施等)

第4条 本委員会は、法第52条の2第3項及び規則第102条の規定に基づき、農地台帳の正確な記録を確保するため、次のとおり農地台帳の整備等を行うものとする。

- (1) 固定資産課税台帳との照合（基準日1月1日、年1回5月に更新）
- (2) 住民基本台帳との照合（基準日毎月1日、月1回当月末日までに更新）
- (3) 農地法に基づく許可及び届出内容の反映（許可日または受理日から14日以内）
- (4) 農地利用状況調査及び農地利用意向調査の結果の反映（随時）
- (5) 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業及び農業経営基盤強化促進事業に関する記録事項の更新（権利確定日から14日以内）
- (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律に係る記録事項の更新（権利確定日から14日以内）
- (7) 都市計画法及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく区域変更の反映（随時）
- (8) 農業者年金に関する記録事項の更新（独立行政法人農業者年金基金の決定通知書等到達後直ちに）
- (9) 農地に係る納税（徴収）猶予に関する記録事項の更新（税務署及び県地方振興局の決定通知書等到達後直ちに）

(随時補正の実施)

第5条 前条による農地台帳の整備等のほか、本委員会が行う日常的な事務処理や農業委員の活動を通じ、農地台帳の記録事項を更新、補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

2 次に掲げる農地台帳（農業経営体）の補正を求める者は、農地台帳（農業経営体）補正申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、本委員会に提出するものとする。

- (1) 経営主の変更
- (2) 農業経営世帯への農業従事世帯の合併

3 本委員会は、前項の規定による農地台帳（農業経営体）の補正を求められた場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、直ちに農地台帳（農業経営体）の補正を行うものとする。

- (1) 当該補正を求める者が、補正後の当該農業経営体を構成する者以外の者であるとき
- (2) 当該補正の内容が、農業経営体の定義から外れるものであるとき
- (3) 当該補正が不当な目的によることが明らかなとき

(農地台帳の利用)

第6条 農地台帳を利用できる者は、所掌事務の遂行に必要な限度で、次のとおりとする。

- (1) 本委員会委員
- (2) 本委員会事務局の職員
- (3) 本委員会会長が必要と認める者

2 農地台帳を利用する際には、関係法令を遵守するとともに、記録事項の公表区分等に基づき適切に利用することとする。

(記録事項の公表及び閲覧)

第7条 農地法第52条の3に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）は次のとおり実施する。

(1) 農地台帳及び農地に関する地図のインターネットにおける公表は、全国農業会議所との業務委託契約に基づき、農地情報公開システムにおいて実施する。

(2) 農地台帳の窓口における公表は、農地台帳の記録事項の一部を記載した閲覧用農地台帳を閲覧に供することにより実施する。

2 農地台帳（農業経営体）を閲覧できる者は、農地台帳（農業経営体）に登載されている者（以下「登載者」という。）に限り、その閲覧は、会長が別に定める農地台帳（農業経営体）の一部を記載した閲覧用農地台帳（農業経営体）を閲覧に供することにより実施する。

（農地台帳の閲覧の請求）

第8条 前条第1項第2号の閲覧を求める者（以下「請求者」という。）は、農地台帳閲覧請求書（第2号様式）に次に掲げる事項を記入し、本委員会に提出しなければならない。

(1) 請求者の住所または所在地

(2) 請求者の氏名または名称

(3) 請求者の連絡先

(4) 閲覧の目的

(5) 閲覧を求める農地の所在・地番

2 前条第2項の閲覧を求める登載者は、農地台帳（農業経営体）閲覧請求書（第3号様式）に前項第1号から第5号に加え、請求者の生年月日を記入し、本委員会に提出しなければならない。

3 本委員会は、第1項及び第2項の規定による請求があった場合において、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、これを拒むものとする。

(1) 当該請求が不当な目的によることが明らかなとき。

(2) 前項の規定による請求をした者が手数料を納付しないとき。

（農地台帳の閲覧の方法）

第9条 農地台帳及び農地台帳（農業経営体）の閲覧方法は次のとおりとする。

(1) 閲覧時間は、いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）に規定する市の休日以外の日とし、その時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 閲覧場所は、本委員会事務局内とする。

(3) 閲覧は、本委員会事務局職員の面前でさせるものとし、筆記以外による情報の記録行為を行わせないものとする。

2 前条の請求に基づき、前項の農地台帳を閲覧した者については、農地台帳閲覧者整理簿（様式第4号）により記録するものとする。

（手数料の徴収）

第10条 第7条第1項第2号及び同条第2項に規定する農地台帳の閲覧に係る手数料は、いわき市手数料条例第2条及び別表その他の公簿、公文書又は図面の閲覧の規定に基づき、次のとおりとなる。

(1) 閲覧用農地台帳 1件250円（1筆を1件とする。）

(2) 閲覧用農地台帳（農業経営体） 1件250円（1経営体の表題部及び経営農地筆別

表を合わせて1件とする。なお、経営農地筆別表が2枚以上にわたる場合も1件とする。))

(農地台帳に基づく証明)

第11条 農地台帳の記録事項に基づく諸証明書の交付に関することは別に定める。

(本人確認)

第12条 第5条第2項の農地台帳(農業経営体)補正申請書及び第8条第2項の農地台帳(農業経営体)閲覧請求書を提出する登載者、請求者及びその受任者は、当該申請書等を提出する際に、個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等を提示しなければならない。

(地方公共団体への情報の提供)

第13条 法第51条の2及び第52条の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長が農地台帳の記録内容を利用する際には、関係法令等を遵守し、その所掌事務の遂行に必要な限度において利用するものとする。

(農地中間管理機構への農地台帳記録事項の提供)

第14条 規則第103条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構(以下「機構」とする。)に対し、その求めに応じて、農地台帳の記録事項を提供するものとする。

2 前項の規定により農地台帳の記録事項を提供する場合には、当該事項の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程

平成29年12月15日いわき市農業委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、いわき市農業委員会の委員等の定数を定める条例（平成29年いわき市条例第56号）に規定する農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を農業委員会が委嘱するにあたり、その選任手続等に関し、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88条号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域及び定数)

第2条 法第17条第2項の規定による推進委員が担当する区域及び当該区域における推進委員の定数は、別表のとおりとする。

(推薦及び募集の方法)

第3条 法第19条第1項の規定による候補者の推薦の求め及び募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 個人からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体又はその他の団体からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦の求め及び募集の方法)

第4条 省令第11条の規定による推薦又は応募の際に農業委員会に提出する書類は、別に定める。

(候補者の評価)

第5条 農業委員会は、省令第11条の規定により提出された書類に基づき、いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を求めるものとする。

(委員の委嘱等)

第6条 農業委員会は、前条の規定による評価委員会の意見の報告を尊重し、推進委員を委嘱するものとする。

(委員の補充)

第7条 農業委員会は、罷免、失職及び辞任等により推進委員に欠員が生じたときは、この規程に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充するよう努めるものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月8日から施行する。

別表（第2条関係）

地区名	担当区域	定数
平1区	いわき市平、平上平窪、平中平窪、平下平窪、平中塩、平四ツ波、平幕ノ内、平鯨岡、平大室、平中神谷、平塩、平鎌田、平上神谷、平上片寄、平下片寄、平泉崎、平下神谷、平原高野、平馬目、平絹谷、平北神谷、平水品、平赤井及び石森の区域	4人
平2区	いわき市平北白土、平南白土、平谷川瀬、平上荒川、平下荒川、平中山、平小泉、平吉野谷、平上高久、平豊間、薄磯、平沼ノ内、平下高久、平神谷作、平上山口、平下山口、平山崎、平菅波、平荒田目、平上大越、平下大越、平藤間、自由ヶ丘、郷ヶ丘、明治団地、平鶴ヶ井、中央台及び平成の区域	4人
小名浜、 常磐地区	いわき市江名、折戸、中之作、永崎、小名浜上神白、小名浜下神白、小名浜、小名浜岡小名、小名浜南富岡、小名浜大原、小名浜相子島、小名浜住吉、小名浜島、小名浜野田、小名浜岩出、小名浜林城、小名浜金成、小名浜玉川町、鹿島町御代、鹿島町船戸、鹿島町久保、鹿島町下蔵持、鹿島町上蔵持、鹿島町走熊、鹿島町下矢田、鹿島町米田、鹿島町飯田、泉町本谷、泉町滝尻、泉町下川、泉町黒須野、泉町、泉町玉露、渡辺町洞、渡辺町泉田、渡辺町昼野、渡辺町田部、渡辺町松小屋、渡辺町中釜戸、渡辺町上釜戸、鹿島町鹿島、洋向台、泉ヶ丘、泉玉露、湘南台、中部工業団地、葉山、泉もえぎ台、常磐湯本町、常磐関船町、常磐水野谷町、常磐藤原町、常磐白鳥町、常磐西郷町、常磐長孫町、常磐岩ヶ岡町、常磐馬玉町、常磐下船尾町、常磐下湯長谷町、常磐上湯長谷町、常磐三沢町、常磐松久須根町、常磐上矢田町、若葉台、桜ヶ丘、常磐松が台及び草木台の区域	3人
勿来地区	いわき市植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町、山田町、金山町、中岡町及び南台の区域	5人
内郷、 好間、 三和地区	いわき市内郷白水町、内郷宮町、内郷内町、内郷綴町、内郷高坂町、内郷御厩町、内郷御台境町、内郷小島町、内郷高野町、小島町、好間町榊小屋、好間町大利、好間町北好間、好間町上好間、好間町中好間、好間町下好間、好間町小谷作、好間町愛谷、好間町今新田、好間町川中子、好間工業団地、三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塩、三和町上永井、三和町下永井、三和町合戸、三和町渡戸、三和町中寺、三和町下市萱及び三和町上市萱の区域	4人
四倉、 久之浜、 大久地区	いわき市四倉町、四倉町上仁井田、四倉町塩木、四倉町下仁井田、四倉町細谷、四倉町大森、四倉町孤塚、四倉町名木、四倉町長友、四倉町戸田、四倉町白岩、四倉町中島、四倉町玉山、四倉町山田小湊、四倉町薬王寺、四倉町下柳生、四倉町上柳生、四倉町駒込、四倉町八茎、四倉町上岡、久之浜町末続、久之浜町金ヶ沢、久之浜町久之浜、久之浜町田之網、久之浜町、大久町大久、大久町小久及び大久町小山田の区域	5人
遠野、 田人地区	いわき市遠野町深山田、遠野町上遠野、遠野町滝、遠野町根岸、遠野町上根本、遠野町入遠野、遠野町大平、田人町南大平、田人町旅人、田人町黒田、田人町荷路夫、田人町貝泊及び田人町石住の区域	4人

小川、 川前地区	いわき市小川町下小川、小川町関場、小川町上平、小川町柴原、小川町福岡、 小川町上小川、小川町塩田、小川町高萩、小川町三島、小川町西小川、川前 町川前、川前町下桶売、川前町上桶売及び川前町小白井の区域	3人
-------------	---	----

いわき市農業委員会役員会設置要綱

(設置)

第1条 いわき市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑かつ適正な運営を図るためいわき市農業委員会役員会（以下「役員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 役員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委員会の総会に付議すべき事項に関する事（農地法に係る許可申請等の事項を除く。）
- (2) 委員会の総会で委任を受けた事項に関する事
- (3) その他委員会の運営に関し必要な事項

(委員)

第3条 役員会は、委員会の会長及び会長職務代理者をもって組織する。

(会長)

第4条 役員会に会長を置き、委員会の会長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、役員会を代表する。

(会議)

第5条 役員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 役員会は、必要があると認めるときは、委員会の委員その他委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 役員会の協議事項は、委員会の総会の権限を妨げるものではない。

(庶務)

第7条 役員会の庶務は、事務局で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年1月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

いわき市農業委員会地区審議会設置要綱

(設置)

第1条 農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進などの農地等の利用の最適化の推進のため、別表の担当区域毎にいわき市農業委員会地区審議会（以下、「地区審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 地区審議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表の担当区域を担当する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員という。」）
- (2) 別表の担当区域に住所を有する農業委員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、地区審議会が必要と認める者

(事業)

第3条 地区審議会は、担当区域内における次に掲げる事項を協議する。

- (1) 農地法に基づく農地の利用状況調査及び利用意向調査に関すること。
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に関すること。
- (3) 新規参入の促進に関すること。
- (4) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）の素案の作成及び地域計画に基づく農地中間管理機構への農地の貸付等の促進に関すること。
- (5) 地区の推進委員及び農業委員相互の情報交換、情報共有並びに親睦に関すること
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、地区審議会が必要と認める事項

(役員)

第4条 地区審議会に、幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、地区審議会に属する推進委員の互選により選出する。
- 3 副幹事長は、地区審議会に属する農業委員の互選により選出する。
- 4 幹事長は、地区審議会を代表する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 地区審議会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 地区審議会は、必要があると認めるときは、地区の担い手等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 幹事長及び副幹事長は、地区審議会における審議内容等について、いわき市農業委員会地区審議会幹事会に出席の上、報告する。

(庶務)

第7条 地区審議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地区審議会の運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

別表（第1条関係）

審議会名	担当区域
平1区地区審議会	いわき市平、平上平窪、平中平窪、平下平窪、平中塩、平四ツ波、平幕ノ内、平鯨岡、平大室、平中神谷、平塩、平鎌田、平上神谷、平上片寄、平下片寄、平泉崎、平下神谷、平原高野、平馬目、平絹谷、平北神谷、平水品、平赤井及び石森の区域
平2区地区審議会	いわき市平北白土、平南白土、平谷川瀬、平上荒川、平下荒川、平中山、平小泉、平吉野谷、平上高久、平豊間、薄磯、平沼ノ内、平下高久、平神谷作、平上山口、平下山口、平山崎、平菅波、平荒田目、平上大越、平下大越、平藤間、自由ヶ丘、郷ヶ丘、明治団地、平鶴ヶ井、中央台及び平成の区域
小名浜・常磐地区審議会	いわき市江名、折戸、中之作、永崎、小名浜上神白、小名浜下神白、小名浜、小名浜岡小名、小名浜南富岡、小名浜大原、小名浜相子島、小名浜住吉、小名浜島、小名浜野田、小名浜岩出、小名浜林城、小名浜金成、小名浜玉川町、鹿島町御代、鹿島町船戸、鹿島町久保、鹿島町下蔵持、鹿島町上蔵持、鹿島町走熊、鹿島町下矢田、鹿島町米田、鹿島町飯田、泉町本谷、泉町滝尻、泉町下川、泉町黒須野、泉町、泉町玉露、渡辺町洞、渡辺町泉田、渡辺町昼野、渡辺町田部、渡辺町松小屋、渡辺町中釜戸、渡辺町上釜戸、鹿島町鹿島、洋向台、泉ヶ丘、泉玉露、湘南台、中部工業団地、葉山、泉もえぎ台、常磐湯本町、常磐関船町、常磐水野谷町、常磐藤原町、常磐白鳥町、常磐西郷町、常磐長孫町、常磐岩ヶ岡町、常磐馬玉町、常磐下船尾町、常磐下湯長谷町、常磐上湯長谷町、常磐三沢町、常磐松久須根町、常磐上矢田町、若葉台、桜ヶ丘、常磐松が台及び草木台の区域
勿来地区審議会	いわき市植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町、山田町、金山町、中岡町及び南台の区域
内郷・好間・三和地区審議会	いわき市内郷白水町、内郷宮町、内郷内町、内郷綴町、内郷高坂町、内郷御厩町、内郷御台境町、内郷小島町、内郷高野町、小島町、好間町榎小屋、好間町大利、好間町北好間、好間町上好間、好間町中好間、好間町下好間、好間町小谷作、好間町愛谷、好間町今新田、好間町川中子、好間工業団地、三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塩、三和町上永井、三和町下永井、三和町合戸、三和町渡戸、三和町中寺、三和町下市萱及び三和町上市萱の区域
四倉・久之浜・大久地区審議会	いわき市四倉町、四倉町上仁井田、四倉町塩木、四倉町下仁井田、四倉町細谷、四倉町大森、四倉町孤塚、四倉町名木、四倉町長友、四倉町戸田、四倉町白岩、四倉町中島、四倉町玉山、四倉町山田小湊、四倉町薬王寺、四倉町下柳生、四倉町上柳生、四倉町駒込、四倉町八茎、四倉町上岡、久之浜町末続、久之浜町金ヶ沢、久之浜町久之浜、久之浜町田之網、久之浜町、大久町大久、大久町小久及び大久町小山田の区域
遠野・田人地区審議会	いわき市遠野町深山田、遠野町上遠野、遠野町滝、遠野町根岸、遠野町上根本、遠野町入遠野、遠野町大平、田人町南大平、田人町旅人、田人町黒田、田人町荷路夫、田人町貝泊及び田人町石住の区域
小川・川前地区審議会	いわき市小川町下小川、小川町関場、小川町上平、小川町柴原、小川町福岡、小川町上小川、小川町塩田、小川町高萩、小川町三島、小川町西小川、川前町川前、川前町下桶売、川前町上桶売及び川前町小白井の区域

いわき市農業委員会地区審議会幹事会設置要綱

(設置)

第1条 いわき市農業委員会地区審議会（以下「地区審議会」という。）設置要綱により設置される地区審議会が、農地等の利用の最適化を推進するに当たり、市内の統一的な取組みに資することを目的に、いわき市農業委員会地区審議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 幹事会は、地区審議会から選出された幹事長及び副幹事長をもって組織する。

(事業)

第3条 幹事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地区審議会相互の情報交換、情報共有及び連絡調整に関すること
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更に対する意見の具申に関すること
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、幹事会が必要と認める事項

(役員)

第4条 幹事会に、代表幹事及び副代表幹事を置く。

- 2 代表幹事及び副代表幹事は、幹事長の互選により選出する。
- 3 代表幹事は、幹事会の代表となる。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

- 2 幹事会は、必要があると認めるときは、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員等」という。）その他、推進委員等以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告又は意見具申)

第6条 代表幹事及び副代表幹事は、幹事会における審議内容等について、必要に応じて総会に出席の上、報告をし、又は意見を述べる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

いわき市農業委員会全員協議会設置要綱

(目的)

第1条 農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が、農地の確保と有効利用、農地等の利用の最適化の推進、担い手の育成・確保及び地域の課題解決等に取り組むことに寄与することを目的として、いわき市農業委員会全員協議会（以下「全員協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 全員協議会は、農業委員及び推進委員をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 全員協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 農業委員及び推進委員相互の情報交換、情報共有及び親睦に関すること
- (2) 第1条に掲げる目的を達するための合同研修会等の各種会議の開催に関すること
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、全員協議会が必要と認める事項

(会議)

第4条 全員協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 全員協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

いわき市農業委員全体会議設置要綱

(目的)

第1条 農業委員が、農業に関する識見を高め、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことに寄与することを目的として、いわき市農業委員全体会議（以下「農業委員全体会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 農業委員全体会議は、農業委員をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 農業委員全体会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 農業委員相互の情報交換、情報共有及び親睦に関すること
- (2) 第1条に掲げる目的を達するための合同研修会等の各種会議の開催に関すること
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、農業委員全体会議が必要と認める事項

(会議)

第4条 農業委員全体会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第5条 農業委員全体会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、農業委員全体会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

いわき市農地利用最適化推進委員全体会議設置要綱

（目的）

第1条 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が、農地法に基づく利用状況調査等を適切かつ効果的に実施し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進を着実に推進するべく、農地利用最適化推進事業における市内の統一的な取り組みに資することを目的として、いわき市農地利用最適化推進委員全体会議（以下「推進委員全体会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進委員全体会議は、推進委員をもって組織する。

（所掌事務）

第3条 推進委員全体会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 推進委員相互の情報交換、情報共有及び親睦に関すること
- (2) 第1条に掲げる目的を達するための合同研修会等の各種会議の開催に関すること
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、推進委員全体会議が必要と認める事項

（会議）

第4条 推進委員全体会議は、いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会の代表幹事（以下「代表幹事」という。）が招集し、代表幹事が議長となる。

（庶務）

第5条 推進委員全体会議の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員全体会議の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

いわき市農業委員会だより編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業委員会の活動状況及び地域農業等に関する情報紙「農業委員会だより」を編集するため、いわき市農業委員会だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 編集委員会は、会長職務代理者及び農業委員7人（いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会設置要綱別表に規定する地区審議会（会長職務代理者が所属するものを除く。）毎に1人）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会長職務代理者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、編集委員会の委員の互選により定める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 編集委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第5条 編集委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から実施する。

いわき市農業委員会現地調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項に規定する所掌事務のうち農地等の利用関係の調整に関する事項を処理するため、いわき市農業委員会が行う現地調査（以下「現地調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 現地調査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条の規定に係る許可申請のうち会長が必要と認めるもの
- (2) その他会長が必要と認めるもの

(調査委員数の下限等)

第3条 現地調査を行う農業委員（以下「調査委員」という。）は複数名とする。

2 現地調査を行うときは、事務局職員は調査委員に同行するものとする。

(調査の種別)

第4条 現地調査の種別については、例月の許可申請等を処理するために行う定例的調査、及び違反転用等の事案で緊急性を有するものを処理するために行う臨時的調査とする。

(定例的調査の調査体制)

第5条 定例的調査は毎月、総会開催前の概ね2日間実施するものとし、必要に応じて予備日を設けるものとする。

2 月毎の調査委員数は4人とし、農業委員の議席番号順による輪番制により会長が指名する。

(臨時的調査の調査体制)

第6条 臨時的調査は必要に応じ実施するものとする。

2 調査委員は調査対象の所在地に応じ、いわき市農地利用最適化推進委員地区審議会設置要綱別表に規定する各地区審議会に属する農業委員から2人以上を会長が指名する。

(調査委員の交替)

第7条 調査委員は、傷病その他の事由により現地調査に参加できないときは、会長にその旨を申し出て承認を得た後、他の農業委員と交替することができる。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員は現地調査を実施した事案について、当該事案が総会の議案として付議され、会長から報告を求められたときは、調査結果を報告しなければならない。

(庶務)

第9条 現地調査の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、現地調査の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月8日から実施する。

いわき市農業委員会農地区分判定審査会設置要綱

(設置)

第1条 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に基づく農地転用許可申請の審査にあたり、農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況からみた農地区分並びにその区分に応じた転用許可基準である立地基準を判定するため、いわき市農業委員会事務局内にいわき市農業委員会農地区分判定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 法第4条第6項第1号及び第2号並びに法第5条第2項第1号及び第2号に基づく農地区分及び立地基準の判定に関する事項。
 - (2) その他審査会において審査することが適当と認められる事項。
- 2 前項の審査にあたっては、「農地法の運用について（平成21年12月11日21経営第4530号農林水産省経営局長通知・21農振第1598号農林水産省農村振興局長通知）」及び「農地法関係事務処理の手引（平成22年3月福島県農業担い手課策定）」を基準に、地域の実情を踏まえ適正に審査を行うものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長には農地審査係長を充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員には、農地審査係職員を充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、審査会を総理し、審査会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(書類の提出)

第6条 委員は、審査会の審査に付すべき事案があるときは、あらかじめ次に掲げる書類を作成し、委員長に提出しなければならない。

- (1) 農地区分判定審査票
- (2) 位置図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める書類

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、農地審査係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から実施する。

いわき市農業委員会農地改良工事届に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地改良工事の届出に係る農業委員会の事務処理について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「農地改良工事」とは、農地の所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）が、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として行う、盛土、切り土、掘削、その他農地の形質変更を伴う行為をいう。

(農地改良工事の遵守事項等)

第3条 所有者等は、農地改良工事を施工する場合に、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 面積は、1,000平方メートル以内とすること。
 - (2) 盛土の高さは、周囲の低い道路面より1メートル以内の高さまでとすること。ただし、傾斜地等の位置によって高低差がある場合は、造成レベルから隣接地の最低部までの高低差が2メートル（山間地においては3メートル）以内とすること。
 - (3) 工事の期間は、3ヵ月以内とすること。
 - (4) 盛土の土質は耕作に適した良質土のみ使用すること。
- 2 前項第1号から第3号に規定する数値のいずれかを超えるものについては、農業委員会と事前協議を行うものとする。
- 3 盛土を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物又は同条第4項に定める産業廃棄物を使用してはならない。
- 4 面積が3,000平方メートル以上、又は工事期間が6ヵ月以上の農地改良工事については、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用の許可を要するものとする。

(届出)

第4条 農地改良工事を施工する所有者等（以下「届出人」という。）は、事業実施の1ヵ月前までに、農地改良工事届出書（別紙様式1）（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に提出するものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書
 - (2) 公図の写し（隣接地を含む）
 - (3) 案内図
 - (4) 地元区長の同意書
 - (5) 工事計画図面（計画平面図及び計画断面図）
 - (6) 工事工程表
 - (7) 工事請負契約書の写し（建設業者等に工事を請け負わせる場合）
 - (8) 誓約書
 - (9) 現況写真（着工前）
 - (10) 他法令等の手続きを要する場合、関係機関へ提出した申請書の写し又は当該許可等を証する書面の写し
 - (11) その他必要な書類
- 2 農業委員会は、届出人から届出書が提出された場合は、届出内容等が適正であることを審査し、受理又は不受理を決定する。
- 3 農業委員会は、前項の受理にあたっては、必要な条件を付すことができる。

4 農業委員会は、届出書を受理した時は、受付印を押印した届出書の写しを交付するものとする。

(改良農地の境界・標示)

第5条 届出人は、農地改良を施工する農地について境界を明示して、工事完了期日まで農地改良である旨標示(別紙様式2)するものとする。ただし、農地改良工事面積が1,000平方メートル以下の場合には、表示を要しないものとする。

(施工上の責務)

第6条 届出人は、農地改良工事の施工に関し、隣接農地の所有者(耕作者を含む)の意見を尊重し、その理解と協力を得られるように努めるとともに、隣接農地に被害を及ぼさないように対策を講じなければならない。

(農地改良工事の指導)

第7条 農業委員会は、農地改良工事について、必要に応じて現地調査を行い、工事が完了するまで監視指導をするものとする。

(工事完了の報告)

第8条 届出人は、届出書に記載された工事完了後10日以内に、農地改良工事完了報告書(別紙様式3)を、農業委員会に提出するものとする。

(工事完了後における利用状況の確認)

第9条 農業委員会は、工事完了後における利用状況を確認するため、工事完了の翌年、現地調査を実施するものとする。

(違反行為に対する指導)

第10条 農業委員会は、届出人が届出内容と異なる農地改良工事を行っているとした場合は、速やかに届出者等から事情を聴取し、是正指導を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月18日から実施する。

2 いわき市農業委員会農地改良工事届に係る取扱方針は、廃止する。

いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、いわき市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に違反する転用行為等の是正措置について迅速かつ適正な事務処理を図るため、必要な事項を定める。

(事務処理上の留意点)

第2条 違反転用に係る是正措置にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 「農地法関係事務処理要領（農林水産省制定）」及び「農地法関係事務処理の手引（福島県作成）」に準じた公正な事務処理を行うこと。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令の担当課等と連携し、適切な指導を行うこと。
- (3) 発生した違反転用については、その初期の段階で迅速かつ適正に措置すること。
- (4) 現地調査の際は、「身分証明書（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第2項の規定によるもの。）」を携帯し、関係人の求めに応じ身分を明らかにすること。

(現地調査及び事情聴取)

第3条 違反転用を発見し又は通報を受けたときは、速やかに現地調査を実施するものとする。

2 違反転用の疑いがあるものについては、違反行為者、土地所有者その他の関係人（以下「違反転用者等」という。）に対し、その事情を聴取し、違反転用であることが明らかな場合は、違反転用事案報告書及び違反転用事案整理簿を作成するものとする。

(是正方針の決定)

第4条 是正措置が必要な違反転用事案については、農業委員会総会（以下「総会」という。）において対策を協議し、是正方針を決定しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、是正指導後に総会へ報告するものとする。

(他法令違反の報告)

第5条 違反転用が同時に他法令にも抵触すると思慮されるときは、統一ある是正を図るため速やかに関係課等に報告しなければならない。

(是正指導)

第6条 総会で決定された是正方針に基づき、違反転用者等に対し口頭又は書面にて違反事実の通知をし、是正指導を行うものとする。この場合において、違反転用者等には、当該違反転用の経緯等を記載した顛末書及び具体的な是正計画書の提出を求めるとともに、速やかに当該違反転用に係る工事その他の行為の停止又は原状回復その他講ずべき必要な措置（以下「原状回復等の措置」という。）を講じるよう指導するものとする。

(勧告)

第7条 違反転用者等が口頭若しくは書面による是正指導に従わない場合又は当該是正指導以外の是正措置を行う必要があると判断した場合は、総会での決定を経て、書面により、違反転用者等に対し原状回復等の措置を勧告するものとする。

(聴聞等)

第8条 違反転用者等が前条に規定する勧告に従わないときは、総会の決定を経て、行政手続法（平成5年法律第88号）及びいわき市行政手続条例（平成9年いわき市条例第1号）により、聴聞又は弁明の機会を付与する。

(監督処分)

第9条 違反転用者等に対し、法第51条第1項に規定する処分又は命令を行うにあたっては、総会において違反転用事案の内容及び聴聞・弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の利用状況、周辺農地への影響の有無及びその土地に関し形成された法律関係等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定するものとする。

2 当該処分又は命すべき措置の内容を決定した場合には、書面により、違反転用者等に通知するものとする。

3 違反転用者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、総会の決定を経て、法第51条第3項に規定する公表を行うものとする。

(是正の完了)

第10条 違反転用者等が処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導するものとする。

2 違反転用者等が処分又は命令の履行を遅滞していると認めるときは、当該違反転用者等に対して、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告させるものとする。

(代執行)

第11条 処分又は命令が履行されない場合で、当該不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、総会の決定を経て、法第51条第4項の規定により原状回復等の代執行を行うものとする。

2 前項の代執行に要した費用については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条により、違反転用者等から徴収するものとする。

(告発)

第12条 違反転用者等が処分又は命令に従わず、法に著しく違反し公益に反すると認められるときは、総会の決定を経て、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により警察に告発を行うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

第18期いわき市農業委員会 名簿

【農業委員】24人（任期：令和6年7月8日～令和9年7月7日）

議席 番号	氏 名	所 在	備 考
1	鈴木 幸夫	小川町上小川	
2	鈴木 義直	平下平窪	会長職務代理者、編集委員会委員長
3	遠藤 重和	渡辺町洞	
4	木幡 仁一	自由ヶ丘	
5	蛭田 元起	山田町	会長
6	志賀 幸	平下神谷	
7	田子 耕一	泉町	
8	古市 邦男	四倉町大森	
9	四家 誠	平豊間	
10	中根まり子	平下片寄	
11	平田 敬一	平鎌田	
12	鈴木 忠光	常磐岩ヶ岡町	
13	岡村 泰典	四倉町戸田	
14	佐川 良平	常磐西郷町	
15	菅野 綾	好間町中好間	編集委員会副委員長
16	木村 義昭	四倉町山田小湊	
17	新妻 吉人	川前町下桶売	
18	松崎 正信	平絹谷	
19	生田目祥明	遠野町深山田	
20	石井 英毅	四倉町	
21	大竹 公治	三和町中三坂	
22	飯高 敬一	大久町大久	
23	油座 盛明	田人町旅人	
24	藁谷 昭夫	三和町渡戸	

【農地利用最適化推進委員】 32人（任期：令和6年7月8日～令和9年7月7日）

整理 番号	地 区	氏 名	所 在	備 考
1	平 1 区	木村 茂	平中神谷	
2		富岡 正治	平下神谷	
3		新妻 信夫	平下神谷	
4		根本 俊男	平赤井	
5	平 2 区	四家 功二	郷ヶ丘	
6		穴野 正秋	平下高久	
7		村田 裕	平	
8		渡邊 弘幸	平赤井	
9	小名浜 常 磐	大和田 紀幸	小名浜住吉	
10		菅野 嘉晴	常磐長孫町	
11		吉田 忠夫	鹿島町上蔵持	
12	勿 来	櫛田 耕平	沼部町	
13		齋藤 元明	勿来町関田	
14		佐藤 純一	東田町	
15		三戸 進	石塚町	
16		蛭田 金治	仁井田町	
17	内 郷 好 間 三 和	阿部 克典	三和町下永井	
18		草野 一茂	三和町渡戸	
19		松本 正美	三和町上三坂	
20		吉野 政道	平吉野谷	
21	四 倉 久之浜 大 久	愛川 卓司	四倉町細谷	
22		遠藤 定幸	久之浜町末続	
23		岡田 光男	四倉町狐塚	
24		酒井 邦夫	四倉町狐塚	
25		根本 重光	大久町大久	
26	遠 野 田 人	大竹 保男	田人町石住	
27		折笠 孝男	遠野町上根本	
28		永瀬 雅則	遠野町滝	
29		緑川 利康	田人町黒田	
30	小 川 川 前	佐藤 智春	小川町西小川	
31		白石 保基	小川町下小川	
32		矢内 安宏	川前町上桶壳	